

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知＜平成27年度包括外部監査の結果報告書(情報システムに関する財務事務の執行について)＞

監査結果 指摘90件 意見23件 計113件
「措置等の状況」

【A 措置済／実施済】再発防止策等を講じたもの 29件
【B 措置済／決定済】再発防止策等を講ずることを決定したもの 83件
【C 未措置／検討中】再発防止策等を検討しているもの 1件

令和5年9月1日現在

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|------------------|----|-----------------------|-----------------------------|---|-----------|---|--------------|--|---------------|-----------------|
| 1 | 総務部 | 契約課 (情報システム課) | 意見 | | 情報システムの調達に係るガイドラインの整備 | 市の情報システムの調達に関連するルールとしては、一般的な契約事務に関する規則である豊田市契約規則、一般的な物品調達に関する手引である物品契約事務の手引等が作成されているのみであり、情報システムの調達に係る手順等について直接的に記述したものは存在していない。 情報システムの調達に係るコストの適正化を図り、必要な品質を確保するための基本的な考え方及び事務手順の整備を検討されたい。 | 32～33 | 情報システムの調達に係るコストの適正化及び品質確保を図るための基本方針及び事務手順として、「情報システム調達に係る調達ガイドライン」を作成し、平成29年4月1日から施行することを平成28年4月に決定した。 | B：措置済／決定済 | 平成29年4月1日から施行する「情報システム調達に係る調達ガイドライン」に、情報システム調達に係る基本方針及び事務手順を明記し、品質確保及びコストの適正化を図ることを平成28年4月に決定した。 | | 平成29年2月28日 |
| 2 | 総務部 | 契約課 | 意見 | | 情報システムの調達における総合評価方式の導入 | 市において、情報システムを調達する際の契約方式は、価格のみを考慮する場合は、最低価格落札方式による一般競争入札又は指名競争入札が採用される。 しかし、大規模な案件においては、価格面だけでなく性能面及び技術面を総合的に評価するメリットは大きいと見られ、情報システムの調達についても、総合評価落札方式を採用する要件及び手順の整備を検討されたい。 | 33～35 | 情報システムの調達形態は多様であり、「システム開発(委託)」「システムパッケージ購入(物品購入)」「保守料も含めたリース契約(物品借入)」「使用権許諾契約(使用料)」など総合評価方式の導入については、調達形態により、その採用の可否が決まるなど解決すべき課題が多いため、実質的に同様な効果が見込めるプロポーザル方式を必要に応じて活用していくことを平成28年9月に決定した。 | B：措置済／決定済 | 平成29年4月1日から施行する「情報システム調達に係る調達ガイドライン」にプロポーザル方式を導入する場合の基本事項及び事務手順の中で評価の視点を明記していくことを平成28年9月に決定した。 | | 平成29年2月28日 |
| 3 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | | 情報セキュリティ対策に係る監査の実施 | 豊田市情報セキュリティ基本要綱第81条では、セキュリティ文書に従って情報資産が適切に管理運用されていることを定期的に確認するものと定められている。市では、各所管課に対する状況調査のヒアリング及びあいち電子自治体推進協議会による共同セキュリティ監査は実施されていたものの、内部監査、自主点検等が実施された例はないとされる。 今後は、情報セキュリティ対策の継続的な改善を行う観点から、セキュリティ文書に従って情報資産が適切に管理運用されていることを定期的に確認する必要がある。 | 35 | 平成27年11月に、9月施行の「情報セキュリティ監査実施手順」に基づいて情報セキュリティに関する組織内点検を実施した。 | A：措置済／実施済 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱改正において、情報セキュリティ監査を毎年、実施することを規定した「情報セキュリティ監査実施手順」を策定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 4 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | | 情報セキュリティ基本要綱・共通実施手順の定期的な見直し | 豊田市情報セキュリティ基本要綱の改定日は平成25年4月1日、共通実施手順の改定日は平成27年3月23日であるものの、過去数年間に於いて、いずれも実質的な見直しは行われていなかった。 今後は、セキュリティ文書に従って情報資産が適切に管理運用されていることを定期的に確認し、当該結果を受けてセキュリティ文書の見直しを行うことにより、情報セキュリティ対策の継続的な改善を行う必要がある。 | 35 | 平成27年9月に、情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正を行い、全庁に周知した。 | A：措置済／実施済 | 平成27年9月から平成28年2月まで、情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正、研修の実施、セキュリティ監査の実施、監査結果等を踏まえた共通実施手順の改正等を行い、PDCAサイクルを構築した。平成28年度以降も、PDCAサイクルによる改善を継続していくことを平成28年2月17日開催の情報セキュリティ対策会議にて決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 5 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | | 情報セキュリティ対策会議の定期的な開催 | 平成24年度及び平成25年度においては、情報セキュリティ対策会議は開催されなかった。 今後はセキュリティ文書の定期的な見直しの実施と合わせて、総務部長及び所管課長等による情報セキュリティ対策会議を毎年開催する必要がある。 | 36～38 | 平成27年度は、7月、10月及び2月の3回、情報セキュリティ対策会議を開催した。 | B：措置済／決定済 | 平成27年7月、10月及び平成28年2月に情報セキュリティ対策会議を開催した。平成28年度以降は、情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正PDCAサイクルに合わせ、5月、10月及び2月の3回の定期開催を継続して実施することを、平成28年2月17日開催の情報セキュリティ対策会議にて決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 6 | 市民福祉部 | (福)総務課 | 意見 | 電子カルテシステム及び医用画像管理システム | 情報システムの管理責任について | 公益財団法人豊田地域医療センター(以下「医療センター」という。)は、市から電子カルテシステム及び医用画像管理システムを無償で貸与されているが、当該情報システムの保守費については医療センターが負担している。また、平成26年度の保守契約の当事者は、医療センター及び外部委託業者のみであり、当該情報システムの所有者である市は含まれていなかった。 電子カルテシステム及び医用画像管理システムに係る保守契約は、指定管理者制度ではなく市有財産使用貸借契約に基づくものであるが、市が所有する情報システムの保守業務を第三者に委託しようとするものであるため、指定管理者制度と同程度の対応を行うことが望ましい。 したがって、医療センターは、電子カルテシステム及び医用画像管理システムに係る保守契約を締結する際に、業務内容、業者名及び契約金額について、書面により市の承認を得ることを検討されたい。 | 39～40 | 医療センターは、市の事業運営を委託しているわけではなく、あくまでも事業運営自体はセンター独自であるため、適正な維持管理の方法は医療センターの権限によるものとする。ただし、市としては、適切に維持管理されているか把握及び確認が必要があると考えられるため、各システムに係る保守契約については確認できる書面を医療センターに提出させた。 | B：措置済／決定済 | 平成28年2月末に医療センターの権限で適正に維持管理するものとし、指定管理者制度と同様の対応とはしないことと決定した。 今後は、平成27年度に立ち上げた医療センター内部監査チームに市職員も加わり、保守契約内容の確認について、監査項目に追加することを決定した。 | | 平成28年2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|-----------|----|-----------------------|---------------------------|--|-----------|--|--------------|---|---------------|-----------------|
| 7 | 市民福祉部 | (福)総務課 | 指摘 | 電子カルテシステム及び医用画像管理システム | 契約の決定に係る職務権限について | 医療センターにおいて、電子カルテシステム及び医用画像管理システムに係る平成26年度の保守契約は、理事長の決定に基づく正式な契約の締結後に、取引業者の都合から、所管課長の決定により再度締結されていた。当該契約は、医療センターの職務権限規程では、理事長の決定がなければ契約を締結できないことになっている。したがって、課長決定に基づく契約の締結は適切ではなく、また、公印を適切に管理する観点からも、職務権限規程を遵守する必要がある。 | 40～41 | 平成28年2月に、職務権限規程のとおり決定区分を修正した。 | A：措置済／実施済 | 平成28年2月29日から、金額の変更を伴わない軽微な契約変更の場合においても、契約締結と同じ決裁区分で決裁する運用に変更した。 | | 平成28年2月29日 |
| 8 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 一般的な内容 | 情報システムの情報システム台帳への登録状況について | 調査対象システムのうち、紙の情報システム台帳が存在していないものがあった。情報資産に係る管理台帳への登録が網羅的でない場合、当該台帳に基づき市が実施する保護措置等の対象に、本来保護すべき情報資産が含まれない可能性があるため、セキュリティ責任者(情報システムに係る各所管課課長)は、各課等において導入した情報資産の全てを情報システム資産管理台帳に登録するとともに、定期的に棚卸しを実施し、適正に管理する必要がある。また、情報システム課においても、各課等が共通実施手順どおりに情報資産を登録し、棚卸しを実施しているかどうかについて管理する必要がある。 | 42～44 | 平成27年6月に、情報システム資産の棚卸しとして、台帳登録内容と現実との差異の確認と是正を各所属に指示し、各所属が確認作業を実施した。また、各所属の確認作業の実施状況を情報システム課が確認した。 | A：措置済／実施済 | 平成28年度以降も、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、毎年6月頃に各所属が情報システム資産の棚卸しを実施し、その実施状況を情報システム課が確認を行うことを平成28年2月17日開催の情報セキュリティ対策会議にて決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 9 | 社会部 | 防災対策課 | 意見 | 気象情報システム | 契約書類の廃棄について | 気象情報システムは、平成18年2月から稼働しているものの、当初の導入に係る契約書類が保管されていなかった。これは、契約書類の保存期間とする5年を経過したため、廃棄されたものとされる。稼働中の情報システムに係る導入時の契約書が保管されていない場合、当該システムに係る契約内容及び権利義務関係が不明となる可能性がある。そのため、稼働中の情報システムに係る契約書類については、文書事務担当課長と協議し、保存を継続することが望ましい。したがって、主管課長である防災担当課長は、今後において、稼働中の情報システムに係る導入時の契約書類等の保存を継続することを検討されたい。 | 45 | 平成28年4月1日から、廃棄してしまった当初導入時の契約書等以外の残っているシステム運用に必要な書類を個別フォルダにまとめ、ファイル基準表を修正し、常用文書として管理する。 | B：措置済／決定済 | 平成28年4月1日から、稼働中の他のシステムに係る必要書類についても、ファイル基準表を修正し、常用文書として管理することを2月29日に決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 10 | 社会部 | 交通安全防犯課 | 意見 | ネットワーク防犯カメラシステム | 随意契約によるシステム調達について | ネットワーク防犯カメラシステム導入に係る契約は、光ファイバーのシステム配線を市内全域に整備している市内で唯一の業者であること、市内にサーバを設置することで少人数による短時間でのデータ等の確認及び取扱いが可能であること、防犯カメラの設置とネットワークの運営が単一であるため、メンテナンス及び障害に対する対応が円滑及び迅速であること等を理由として、随意契約により業者が選定されていた。本来は、このような情報システムの調達においても一般競争入札によるべきであり、業者選定の透明性を確保する必要がある。そのため、今後において、情報システム又は情報機器を調達する場合、随意契約を採用する根拠を慎重に吟味した上で、その記録を残すことを検討されたい。 | 46～47 | 既に市内全域に350台以上の防犯カメラがネットワーク化され、新たなネットワークシステムに切り替えることは、経費や手続の点から合理的ではないため、一般競争入札は現実的ではない。 | B：措置済／決定済 | 今後新たにシステムを調達する際、随意契約をする場合は、業者選定審査会に付議する時の根拠を記録していくことを平成28年2月29日に決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 11 | 上下水道局 | 水道維持課 | 意見 | 上水道地図情報システム | 随意契約によるシステム調達について | 上水道地図情報システムに係る契約は、パッケージソフトのデータ保守であることを理由として、随意契約により業者が選定され、情報システムの更新及び業者の変更について検討された記録は残されていなかった。導入後一定期間を経過した情報システムについては、情報システムの更新及び業者の変更の要否を含めて、費用とサービス内容を比較検討する必要がある。したがって、上水道地図情報システムに係る費用とサービス内容を比較し、情報システムの更新及び業者の変更の要否を検討されたい。 | 47 | 市役所全体が関わっているシステムの上の上水道地図情報システムがある。メンテナンスなどにおいて、費用面、利用面でこのまま継続することが妥当だと平成27年12月18日に判断した。 | A：措置済／実施済 | 平成28年度以降も同業者の契約にならざるを得ない。ただし市役所全体の変更があれば、そこで検討する。 | | 平成28年2月29日 |
| 12 | 生涯活躍部 | 生涯スポーツ推進課 | 意見 | 豊田市スポーツ施設利用システム | 随意契約によるシステム調達について | 豊田市スポーツ施設利用システムは、平成22年1月から稼働し、当該情報システムに係るサービス提供について、平成21年度及び平成26年度の契約は、随意契約により業者が選定されていた。情報システムの調達コストを適正化する観点から、導入後一定期間を経過した情報システムについては、情報システムの更新及び業者の変更の要否を含めて、費用とサービス内容を比較検討する必要がある。したがって、豊田市スポーツ施設利用システムに係る費用とサービス内容を比較し、情報システムの更新及び業者の変更の要否を検討したうえで、その記録を残すことを検討されたい。 | 47～48 | 文化施設を中心とした公共施設予約システムとスポーツ施設利用システムとの一体的なシステム導入について検討しているが、スポーツ施設利用システムの単独でのシステム変更も視野に入れ、必要経費やサービス内容の調査を専門業者に委託し、情報システムの更新及び業者の変更の要否について検討を行う。 | C：検討中 | | | 令和5年9月1日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|------------------|----|-----------------|--------------------------------|--|-----------|--|---------------|--|---------------|-----------------|
| 13 | 学校教育部 | 学校教育課 | 意見 | 学校図書館管理システム | 随意契約によるシステム調達について | 学校図書館管理システムに係るサーバ等機器は、外部委託業者が管理しているデータセンターに設置され、随意契約により業者が選定されている。サーバ等機器の設置に係るハウジングサービス契約については、随意契約とする理由に乏しく、考慮すべき特段の理由がない場合は、一般競争入札により業者を選定する必要がある。一般競争入札により業者を選定することを検討されたい。 | 48 | 個人情報保護の観点から、教育委員会のセキュリティポリシーでは一般インターネット回線への接続は許されていない。したがって、当該ハウジングサービス契約については、教育委員会所管の専用ネットワークと接続されている唯一のハウジング業者と随意契約をしている。 | B：措置済 ／決定済 | 現在のハウジングサービス契約については、教育委員会ネットワークの状況が変化した場合に、一般競争入札が可能かどうかを判断し、可能な場合には選定方法を切り替える。 | | 平成28年 2月29日 |
| 14 | 総務部 | 契約課 (情報システム課) | 意見 | 全般的な内容 | 情報システム導入および更新時のユーザ受入テストの承認について | 検針収納システムについては、プログラム変更案件に係る受入テストの記録及び本番移行に係る所管課長等の承認記録が残されていない。また、検針収納システム以外の対象システムについては、各システム導入時における受入テストの記録及び本番移行に係る所管課長等の承認記録が残されていない。情報システム導入又はプログラム変更に係る受入テスト、本番移行等の各工程において十分な管理が行われない場合、要求する仕様及び品質を満たしているか否かの判定が適切に行われず、情報システム導入又はプログラム変更の品質が不十分となる可能性がある。したがって、市は、情報システム導入又はプログラム変更の各工程における具体的な管理手順等を定め、各所管課等において受入テストの記録、本番移行に係る所管課長等の承認記録を残すことを検討されたい。 | 52～53 | 情報システム導入及び更新時のユーザ受入テストの記録、承認について、一連の事務手順を平成29年4月1日から施行する「情報システム調達に係る調達ガイドライン」に定めることを平成29年2月に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 平成29年4月1日から施行する「情報システム調達に係る調達ガイドライン」で定めた事務手順の中で、書面にてユーザ受入テストの記録を残し、保管することを義務付け、本番移行に係る所管課長等の承認記録として、情報システム資産管理台帳「情報システム等導入完了届」を遅滞なく提出するように仕組みを定めた。 | | 平成29年 2月28日 |
| 15 | 社会部 | 交通安全防犯課 | 指摘 | ネットワーク防犯カメラシステム | システム導入の完了報告について | ネットワーク防犯カメラシステムは、平成25年度の導入に係る情報システム導入・変更完了報告書が作成されておらず、情報システム課長及び総務部長への所定の報告が行われていなかった。情報システムの導入又は変更に係る完了報告は、共通実施手順の情報システム等の導入及び変更管理基準において、個別実施手順の作成又は改正のきっかけとなるなど、その後の情報資産管理を行う上で必要とされているものである。したがって、ネットワーク防犯カメラシステムの導入に係る情報システム・変更完了報告書を対策事務局長である情報システム課長に提出する必要がある。 | 53 | 平成27年12月までに全ての完了報告書を提出した。 | A：措置済 ／実施済 | 平成28年2月29日に、ネットワーク防犯カメラシステムに係るマニュアルに、情報資産管理上必要な手続きを明記した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 16 | 総務部 | 用地審査課 | 指摘 | 土地開発基金管理システム | プログラム変更の承認について | 土地開発基金管理システムに係るプログラム変更は頻繁に行われているが、情報システム導入・変更承認願は作成されていなかった。プログラム変更の要件について、セキュリティ責任者の承認を受けない場合、適切かつ十分であることの検証が行われず、本来実施すべき変更が行われない、又は、実施すべきでない変更が行われる可能性がある。したがって、用地審査課の課長は、土地開発基金管理システムに係るプログラム変更について、情報システム導入・変更承認願を作成し、情報システム課長の承認を受ける必要がある。 | 53～54 | 平成28年度から、「情報システムの導入・変更の実施承認手順」に従って機能変更追加等、必要に応じて情報セキュリティ対策事務局長（情報システム課長）の承認を得ることを平成28年2月29日に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 保守業務に該当する軽微な変更についても業者への指示前に独自に情報セキュリティ責任者の承認を得た上で記録する。 | | 平成28年 2月29日 |
| 17 | 健康部 | 健康政策課 | 指摘 | 特定健診等データ入力システム | プログラム変更の承認について | 特定健診等データ入力システムは、平成27年度の健診事業の実施に伴うプログラム変更が行われていたものの、情報システム導入・変更承認願は作成されていなかった。プログラム変更の要件について、セキュリティ責任者の承認を受けない場合、適切かつ十分であることの検証が行われず、本来実施すべき変更が行われない、又は、実施すべきでない変更が行われる可能性がある。したがって、健康政策課の課長は、特定健診等データ入力システムに係るプログラム変更について、情報システム導入・変更承認願を作成し、情報システム課長の承認を受ける必要がある。 | 53～54 | 平成28年3月中に、情報システム導入・変更承認願を作成し、情報システム課長の承認を受けることを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 契約課への契約締結事務依頼前の課内処理時に、チェックリストを添付し複数の職員で確認することとした。 | | 平成28年 2月29日 |
| 18 | 教育行政部 | 図書館 | 指摘 | 図書館システム | 外部業者のセキュリティ確保について | 図書館システム導入時の物品借入決定書では、個人情報保護欄及び情報セキュリティ欄が非該当とされていたため、当該契約には、情報セキュリティに関する特記が契約書に添付されていなかった。情報セキュリティ上の必要事項が確認されない場合、外部委託業者における管理が市の要求水準と比較して不十分となり、情報資産が適切に取り扱われない可能性がある。図書館システムの委託先業者から秘密保持に関する誓約書を受領し、遵守項目確認表に基づく確認を行わせるとともに、定期的な報告を受ける必要がある。 | 58～59 | 平成28年1月8日に受託者より誓約書を受領し、遵守項目確認表に基づく確認を行わせた。 | A：措置済 ／実施済 | 平成28年1月8日から契約案件書類に「物品購入等依頼事前チェック表」を必ず添付し、複数の職員での確認を徹底することとした。 | | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|----------------|--------------------------------|---|-----------|--|---------------|--|---------------|-----------------|
| 19 | 総務部 | 用地審査課 | 指摘 | 土地開発基金管理システム | 情報システム利用端末更新時におけるサポート期間の考慮について | システムに係る利用端末のOSには、平成26年4月9日にサポートが終了しているWindows XPが使用されていた。サポート期間が終了したOSを搭載した利用端末は、常に脆弱性を抱えた状態といえ、マルウェアとよばれるウイルスやコンピュータに被害をもたらすプログラムの感染や攻撃者による侵入に対する防御が十分ではないといえる。したがって、リース期間にかかわらず利用端末をOSのサポート期間内に更新する必要がある。 | 62～63 | メーカーサポート終了への対応方針として、OSのバージョンアップを平成26年4月9日までにすることが困難なインターネット非接続端末は、ウイルス対策可能なソフトを導入した上で、平成27年3月31日までにバージョンアップを実施することとなり、当該利用端末については、平成26年12月15日にOSをWindows 7に更新した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報セキュリティ共通実施手順に基づき、利用端末については、サポートの終了する日までにサポートが継続して提供されるバージョン又は他製品への移行を行う。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 20 | 健康部 | 健康政策課 | 指摘 | 特定健診等データ入力システム | 情報システム利用端末更新時におけるサポート期間の考慮について | システムに係る利用端末のOSには、平成26年4月9日にサポートが終了しているWindows XPが使用されていた。サポート期間が終了したOSを搭載した利用端末は、常に脆弱性を抱えた状態といえ、マルウェアとよばれるウイルスやコンピュータに被害をもたらすプログラムの感染や攻撃者による侵入に対する防御が十分ではないといえる。したがって、リース期間にかかわらず利用端末をOSのサポート期間内に更新する必要がある。 | 62～63 | メーカーサポート終了への対応方針として、OSのバージョンアップを平成26年4月9日までにすることが困難なインターネット非接続端末は、ウイルス対策可能なソフトを導入した上で、平成27年3月31日までにバージョンアップを実施することとなり、当該利用端末については、平成26年11月にOSをWindows 7に更新した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報セキュリティ共通実施手順に基づき、利用端末については、サポートの終了する日までにサポートが継続して提供されるバージョン又は他製品への移行を行う。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 21 | 上下水道局 | 経営管理課 | 指摘 | 公営企業会計システム | 情報システム利用端末更新時におけるサポート期間の考慮について | システムに係る利用端末のOSには、平成26年4月9日にサポートが終了しているWindows XPが使用されていた。サポート期間が終了したOSを搭載した利用端末は、常に脆弱性を抱えた状態といえ、マルウェアとよばれるウイルスやコンピュータに被害をもたらすプログラムの感染や攻撃者による侵入に対する防御が十分ではないといえる。したがって、リース期間にかかわらず利用端末をOSのサポート期間内に更新する必要がある。 | 62～63 | 平成27年1月に、情報システム課が所有する端末（Windows 7）に更新した。 | A：措置済 ／実施済 | 今後リース期間中に利用端末のOSサポートが終了する場合の対応については、以下のいずれかの措置を取るものとする。 ・事前に情報システム課に相談し、情報システム課所有の端末を借りて更新する。 ・サポート期間終了前の年度にOSの対応も含めたリース契約を検討し、端末を購入し更新する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 22 | 消防本部 | 予防課 | 指摘 | 防災学習センター用システム | 情報システム利用端末更新時におけるサポート期間の考慮について | システムに係る利用端末のOSには、平成26年4月9日にサポートが終了しているWindows XPが使用されていた。サポート期間が終了したOSを搭載した利用端末は、常に脆弱性を抱えた状態といえ、マルウェアとよばれるウイルスやコンピュータに被害をもたらすプログラムの感染や攻撃者による侵入に対する防御が十分ではないといえる。したがって、リース期間にかかわらず利用端末をOSのサポート期間内に更新する必要がある。 | 62～63 | メーカーサポート終了への対応方針として、OSのバージョンアップを平成26年4月9日までにすることが困難なインターネット非接続端末は、ウイルス対策可能なソフトを導入した上で、平成27年3月31日までにバージョンアップを実施することとなり、当該利用端末については、平成27年3月にOSをWindows 7に更新した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報セキュリティ共通実施手順に基づき、利用端末については、サポートの終了する日までにサポートが継続して提供されるバージョン又は他製品への移行を行う。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 23 | 建設部 | 河川課 | 指摘 | 工損費用算定システム | ベータ版ソフトウェアの導入について | 工損費用算定システムは、ソフトウェア開発会社から無償で提供されたベータ版であるため、調達に係る手続が行われていなかった。これは、従来、外部委託していた工損費用算定業務を河川課で引き継いだ際に、委託業者から当該システムの紹介を受け、これを使用するに至ったものである。ベータ版は、製品版を作成することを目的とした試作版としての性格を有し、その処理結果は開発業者によって保証されていない。したがって、工損費用算定システムのベータ版を中止し、市の規程等に準い製品版の情報システムを導入すべきである。 | 66 | 平成28年2月に当該システムを削除した。 | B：措置済 ／決定済 | 今後の算定件数も少数となることから算定業務を委託することで対応することを平成28年2月に決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 24 | 総務部 | 情報システム課 | 意見 | グループウェア | システム調達における契約単位の区分について | 平成26年度において、グループウェアとウイルス対策ソフト等のライセンス契約を一括して契約していた。当該契約は、必要となる権利等を有する者が他にいないことを理由として、随意契約により業者が選定されていた。当該契約の対象のうち、ウイルス対策ソフト等は別の業者が開発を行い、販売代理店も複数存在するため、これらの契約単位を一括し、随意契約により業者を選定することについては、その合理性に問題があるといえる。したがって、調達コストの合理化を図る観点から、当該契約の対象のうち、ウイルス対策ソフト等に係るライセンスについてはグループウェア等と分離する等、随意契約とする範囲の見直しを検討されたい。 | 69～70 | 平成28年1月14日に、平成28年度当初契約のための案件を、グループウェアは随意契約、ウイルス対策ソフトは競争入札と分けて発注した。 | B：措置済 ／決定済 | 今後、同様に分離することが適切な案件があれば契約を分離し、競争入札が可能となる案件については競争入札とする。 | | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|--------------------------|-----------------------|---|-----------|---|---------------|---|----------------|-----------------|
| 25 | 市民部 | 資産税課 | 意見 | 固定資産地図情報システム | システム調達における契約単位の区分について | 平成26年度において、固定資産地図情報システムに係る保守作業、地形データ更新作業、課税検証図面出力作業等を一括して契約していた。当該契約は、当該システムを導入した業者しか作業できないこと、及び市の仕様により独自プログラムを付加しており、その改定・更新は当該業者以外の作業が困難であることを理由として、随意契約により業者が選定されていた。当該契約の対象のうち、地形データ更新作業及び課税検証図面出力作業については、当該情報システムの導入業者以外でも作業できるため、一般競争入札での調達が可能と考えられる。したがって、調達コストの合理化を図る観点から、当該契約の対象のうち、業務システムの保守作業等とそれ以外を分離する等、随意契約とする範囲の見直しを検討されたい。 | 70～71 | 平成28年度は、随意契約の範囲の見直しを検討したが、分離発注には課税作業の遅延、職員の業務増加、地番図データの精度低下などの課題があったため、調達コストの合理化を図るためには【当該契約の全てを一般競争入札】とすることとした。平成29年度に、改めて委託業務全てを一般競争入札にする妥当性を検討したところ、更新履歴の蓄積、課税事務の遅延などの課題が判明し、また、新たなプログラム開発コストの発生など調達コストの低減についても課題があることが判明したため、今までと同様にシステム保守と連携した情報更新・チェックができる随意契約とすることを平成29年12月14日に決定した。 | B：措置済 /決定済 | 今回の検討の結果、分離発注方式及び全業務の一般競争入札化の採用については見送ることとした。今後は、地図情報システムに関わる庁内関係課との情報交換を密に行うとともに、調達コストについては、発注単価の精査を確実に行うなど、今までと同様に合理化に取り組んでいく。 | | 平成30年 2月28日 |
| 26 | 社会部 | 防災対策課 | 意見 | 災害対策本部システム | 調達コストの適正化 | 災害対策本部システムには、映像中継装置等の購入(2台)が含まれ、一般競争入札により業者が選定されていた。その後、映像中継装置等が5台追加購入され、当初の導入に係る業者が随意契約により選定されていた。これらの映像中継装置等に係る保守契約は、平成28年度に上記導入業者と随意契約により締結することが検討され、それぞれの購入時の契約対象には含まれていなかった。また、機器の追加購入を行う場合も、原則的な契約方法は一般競争入札によるべきであり、随意契約による場合の理由については慎重に検討すべきである。したがって、情報システム又は情報機器を調達する場合、初期導入費用だけでなく保守費用も含めて価格を比較し、業者を選定することを検討されたい。また、追加購入を行う場合も、調達コストの適正化を図る観点から、随意契約によらず、一般競争入札によることを検討されたい。 | 71～72 | 平成28年2月29日に、情報機器等を調達する案件ごとに、保守費用等も含めた選定の可能性について、関係課と協議しながら業者選定方式を決定することとした。また、情報機器等を追加購入する場合についても、一般競争入札を原則とし、随意契約とする場合は、地方自治法234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項に該当するか厳格にチェックしたうえで行うこととした。 | B：措置済 /決定済 | 平成28年2月29日から、システム導入時における予算執行伺書に、今後の保守費用等に関する参考資料を添付することとした。また、情報機器等を追加購入する場合に随意契約とする場合は、予算執行伺書に明確な根拠資料を添付することとした。 | | 平成28年 2月29日 |
| 27 | 市民福祉部 | (福)総務課 | 意見 | 乙ケ林診療所コンピュータドラジオグラフィシステム | 調達コストの適正化 | 乙ケ林診療所コンピュータドラジオグラフィシステムに係る保守契約は当初の一般競争入札の対象には含まれていなかった。情報システム又は情報機器の調達に係る費用は、初期導入時にも発生するものではなく、導入後の保守作業についても発生するため、そのライフサイクルを通じた全体的な調達コストの適正化を考慮する必要があると考えられる。したがって、今後において、情報システム又は情報機器を調達する場合、初期導入費用だけでなく保守費用も含めて価格を比較し、業者を選定することを検討されたい。 | 72～73 | 平成28年2月29日に、情報機器等を調達する案件ごとに、保守費用等も含めた選定の可能性について、関係課と協議しながら業者選定方式を決定することにした。 | B：措置済 /決定済 | 平成28年2月29日から、システム導入時における予算執行伺書に、今後の保守費用等に関する参考資料を添付することとした。 | | 平成28年 2月29日 |
| 28 | 市民福祉部 | 市民課 | 意見 | 住基ネットシステム | 調達コストの適正化 | 住基ネットシステムに係る保守契約は当初の一般競争入札の対象には含まれていなかった。情報システム又は情報機器の調達に係る費用は、初期導入時にも発生するものではなく、導入後の保守作業についても発生するため、そのライフサイクルを通じた全体的な調達コストの適正化を考慮する必要があると考えられる。したがって、今後において、情報システム又は情報機器を調達する場合、初期導入費用だけでなく保守費用も含めて価格を比較し、業者を選定することを検討されたい。 | 72～73 | 現行のリース契約は平成31年9月までの契約締結済み案件であるため、監査結果の意見を反映させることができない。そのため現行の契約のままとするを平成28年2月29日に課内決定した。 | B：措置済 /決定済 | 次回の住基ネットシステム更新時である平成31年10月からのリースについては、ハードウェアの保守費を含めた競争入札にてリースを実施することを平成28年2月29日に決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 29 | 建設部 | 幹線道路推進課 | 指摘 | 大気データ処理システム | 大気データ閲覧における推奨環境について | 所管課に設置されたインターネット接続端末から当該データの閲覧を試みたところ、エラーメッセージが表示され、当該データを閲覧することができなかった。その原因は、当該システムの閲覧には、端末側に特定のソフトウェアが必要であるものの、上記端末では当該ソフトウェアが既にアップグレードされていたことから、有効に機能しなかったためである。したがって、市民へのサービスを充実させる観点から、大気データシステムについて改修を行うべきである。 | 74～75 | 大気観測データ閲覧システム改造業務委託(契約期間：平成28年4月28日～6月30日)にて、汎用性が高く、簡易に閲覧及び更新できるシステムに改造した。なお、当該システムの改造作業は、平成28年6月16日に行い、同日に新システムの正常稼働を確認した。(同月30日完了検査実施。) | A：措置済 /実施済 | インターネットの環境は、どのタイミングでソフトウェア等がアップグレードされるか予測ができないため、市職員がHP稼働状況を確認するのに加え、大気データ処理システムの管理委託業者も閲覧システムの稼働状況を定期的に監視するように平成28年度委託の特記仕様書に明記し、再発を防止することとした。平成28年度委託は、平成28年4月1日に契約締結し、継続的に監視を実施している。 | 情報システム課 財政課 | 平成29年 2月28日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|-------|----|-----------------|---------------|---|-----------|---|---------------|--|---------------|-----------------|
| 30 | 経営戦略室 | 市政発信課 | 指摘 | 豊田市ホームページ管理システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 31 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 32 | 総務部 | 契約課 | 指摘 | 契約管理システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 33 | 総務部 | 用地審査課 | 指摘 | 土地開発基金管理システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|---------------|-----------------|----|--|-------------------|---|-----------|--|---------------|---|-----------------|-----------------|
| 34 | 税務 財産 部 | 資産税 課 | 指摘 | 固定資産地 図情報シス テム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を 促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個 別実施手順の作成又は修正を確実に実施 する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 35 | 社会 部 | 交通安 全防犯 課 | 指摘 | ネットワー ク防犯カメ ラシステム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 しかし、当該システムの重要度は個別実 施手順の策定対象外であるため策定しな いことを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を 促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個 別実施手順の作成又は修正を確実に実施 する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 36 | 環境 部 | 環境政 策課 | 指摘 | とよたエコ ポイントシ ステム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象外であるが、個別実施手順に準ず る内容の手順書を平成28年3月末までに 策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を 促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、情 報システムの重要度を明確にし、必要に 応じて個別実施手順の作成又は修正を 実施する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 37 | 市民 福祉 部 | (福) 総務課 | 指摘 | 乙ケ林診療 所コン ピューテッ ドラジオグ ラフイー システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 平成28年2月に、当該システムの重要 度は個別実施手順の策定対象に該当す ることから、3月末までに策定するこ とを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を 促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個 別実施手順の作成又は修正を確実に実施 する。 | | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|-------|----|------------------|---------------|---|-----------|---|---------------|--|---------------|-----------------|
| 38 | 市民福祉部 | 地域福祉課 | 指摘 | 地域包括支援センターシステム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 39 | 市民福祉部 | 介護保険課 | 指摘 | 介護保険指定期間等管理システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 しかし、当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象外であるため策定しないことを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 40 | 健康部 | 健康政策課 | 指摘 | 特定健診等データ入力システム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策定対象に該当することから、平成28年3月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 41 | 都市整備部 | 交通政策課 | 指摘 | バス位置情報提供サービスシステム | 個別実施手順の策定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順では、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしている。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定することとなったが、当該システムの重要度は対象外であるため策定しない。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象となる場合は、情報システム資産管理台帳上、個別実施手順の作成又は修正が必要である旨の通知がされ、作成又は修正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別実施手順の作成又は修正を確実に実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|---------------|-----------------|--------|---------------------|-------------------|---|-----------|--|---------------|--|-----------------|-----------------|
| 42 | 都市 整備 部 | 建築相 談課 | 指 摘 | 指定道路台 帳システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 43 | 建設 部 | 幹線道 路推進 課 | 指 摘 | 大気データ 処理システ ム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 しかし、当該システムの重要度は個別実施 手順の策定対象外であるため策定しないこ とを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 44 | 建設 部 | 河川課 | 指 摘 | 工損費用算 定システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 45 | 上下 水道 局 | 水道整 備課 | 指 摘 | 水道管網解 析システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなり、改正に伴う説明会を 受け、水道整備課においても情報システム ハンドブックに基づき重要度（機密性・完 全性・可用性）の判断を行い、重要度1で あることを確認している。 そこで、当該システムの重要度は個別実施 手順の策定対象外であるため策定しないこ ととした。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|---------------|------------|--------|--|-------------------|---|-----------|---|---------------|--|-----------------|-----------------|
| 46 | 上下 水道 局 | 水道維 持課 | 指 摘 | 上水道地図 情報システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要綱及び共通実施手順の改正により、各情報シ ステムの重要度に応じて個別実施手順を策定 することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を促 す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 47 | 上下 水道 局 | 下水道 施設課 | 指 摘 | 下水道地図 情報・排水 設備情報 ファイリン グシステム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を促 す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 48 | 教育 行政 部 | スポー ツ課 | 指 摘 | 豊田市ス ポーツ施設 利用システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を促 す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 49 | 教育 行政 部 | 図書館 | 指 摘 | 図書館シ ステム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80～81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象 となる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要 である旨の通知がされ、作成又は修正を促 す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----------|-----------|----|-----------------------------|---|--|-----------|---|---------------|--|-----------------|-----------------|
| 50 | 学校教育 部 | 学校教育 課 | 指摘 | 学校図書館 管理システム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80~81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 当該システムの重要度は個別実施手順の策 定対象に該当することから、平成28年3 月末までに策定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象と なる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 51 | 消防本 部 | 予防課 | 指摘 | 防災学習セ ンター用シ ステム | 個別実施手順の策 定について | 個別実施手順が策定されていなかった。 平成27年9月に改定された共通実施手順の個別実施手順策定・管理手順で は、各情報システムの重要度に応じて個別実施手順を策定するものとしてい る。 そのため、情報システムの重要度を明確にし、必要に応じて個別実施手順を 策定すべきである。 | 80~81 | 平成27年9月の情報セキュリティ基本要 綱及び共通実施手順の改正により、各情報 システムの重要度に応じて個別実施手順を 策定することとなった。 しかし、当該システムの重要度は個別実施 手順の策定対象外であるため策定しないこ とを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報セキュリティ共通実施手順に基づ き、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 個別実施手順の新規作成又は修正の対象と なる場合は、情報システム資産管理台帳 上、個別実施手順の作成又は修正が必要で ある旨の通知がされ、作成又は修正を促す 仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の作成又は修正を確実に実施す る。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 52 | 上下水 道局 | 料金課 | 指摘 | 検針収納シ ステム | 個別実施手順の策 定について | 検針収納システムについて個別実施手順は作成されていたものの、検針収納 システムの更新に伴う修正が行われていなかった。 | 80~81 | 平成28年1月15日に、3月末までに個 別実施手順を修正することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの更新の際には、情報セキュ リティ共通実施手順に基づき、情報システ ム資産管理台帳において更新の承認申請を 行うこととなっている。 個別実施手順の修正の対象となる場合は、 情報システム資産管理台帳上、個別実施手 順の修正が必要である旨の通知がされ、修 正を促す仕組みとなっている。 承認申請を適切な時期に行うことで、個別 実施手順の修正を確実に実施する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 53 | 市民福 祉部 | 介護保 険課 | 指摘 | 介護保険指 定期間等管 理システム | インターネットに 接続されたパソ コンによる業務処理 の承認について | インターネットに接続されたパソコンでシステムを利用していた。しかし、 情報システム課長にインターネットパソコン利用承認書を提出しておらず、 インターネットに接続されたパソコンで業務システムを利用することについ て、情報セキュリティ管理責任者である総務部長の承認を受けていなかった。 インターネットに接続されたパソコンで業務システムを利用する場合、共通 実施手順に沿った情報セキュリティ対策が講じられていること及び保管する データの重要度が市として許容し得る程度であることを確かめる必要があ る。 したがって、インターネットに接続されたパソコンに係る情報セキュリティ 対策及び保管するデータの重要度を確かめた上で、情報セキュリティ上の問 題点の有無を確認する必要がある。 | 83~84 | インターネットパソコン利用承認書による 総務部長の承認については平成27年9月 のセキュリティポリシー改正により不要と なった。 平成28年3月から、本システムについて は、インターネットに接続されたパソコ ンでの利用をやめ、事務用パソコンからL G W A N回線により利用する方式に変更し ることにした。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 承認手続きを適切な時期に行うことで、利 用するネットワークが適切であるかどうか の審査を受け、セキュリティ上の問題点の 有無を確認する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 54 | 教育行 政部 | スポー ツ課 | 指摘 | 豊田市ス ポーツ施設 利用システ ム | インターネットに 接続されたパソ コンによる業務処理 の承認について | インターネットに接続されたパソコンでシステムを利用していた。しかし、 情報システム課長にインターネットパソコン利用承認書を提出しておらず、 インターネットに接続されたパソコンで業務システムを利用することについ て、情報セキュリティ管理責任者である総務部長の承認を受けていなかった。 インターネットに接続されたパソコンで業務システムを利用する場合、共通 実施手順に沿った情報セキュリティ対策が講じられていること及び保管する データの重要度が市として許容し得る程度であることを確かめる必要があ る。 したがって、インターネットに接続されたパソコンに係る情報セキュリティ 対策及び保管するデータの重要度を確かめた上で、情報セキュリティ上の問 題点の有無を確認する必要がある。 | 83~84 | インターネットパソコン利用承認書による 総務部長の承認については平成27年9月 のセキュリティポリシー改正により不要と なった。 また、個人情報を保管する豊田市スポーツ 施設利用システムのデータベースサーバは 直接インターネットに接続されておらず、 各管理者端末も暗号化された回線を使用し ているため情報セキュリティ上の問題がな いことを確認した。 | B：措置済 ／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際に は、情報システム資産管理台帳において導 入又は更新の承認申請を行うこととなっ ている。 承認手続きを適正な時期に行うことで、利 用するネットワークが適切であるかどうか の審査を受け、セキュリティ上の問題点の 有無を確認する。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|-----------------|---------------------------------|---|-----------|---|---------------|--|---------------|-----------------|
| 55 | 総務部 | 情報システム課 | 意見 | 全般的な内容 | システム障害の記録について | 市では、障害記録に関連するルールとして、共通実施手順のセキュリティ事故等報告手順及び事務ミス発生時の対応ルールが定められている。しかし、当該ルールはいずれも何らかのトラブルに関する報告について定めたものであり、影響の程度が低いものも含めた障害記録について定めたものではない。 障害発生時に、発生状況、対応策等の関連する情報を蓄積することにより、当初は無関係に思えた複数の障害から共通の傾向や規則性を発見し、根本的な原因の解消又は予防措置を検討する材料として活用することが可能となる。また、業務システムを組織内部で開発している場合には、当該システムの不具合に直接対応することになるため、障害情報を記録することの有用性は高いといえる。 したがって、市は、業務システムに係る障害記録の様式を含めた手順を定め、各情報システムの所管課長等は、トラブル報告書等の作成要件を満たさないものについても、障害記録を残すことを検討されたい。特に情報システム課においては、軽微なプログラム修正についても記録を残すことを検討されたい。 | 87～88 | 平成28年1月から以下のように事務を変更した。 ・軽微なプログラム修正案件については、トラブル報告書等の作成要件を満たさない場合、できごと一覧に記録を残すこととした。 ・ハードウェアトラブル等についても、できごと一覧に記録を残すこととした。 | A：措置済 ／実施済 | 「トラブル報告書等の作成要件を満たさない場合でも、できごと一覧に記録を残すこと」をマニュアル等に記載した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 56 | 総務部 | 情報システム課 | 意見 | 汎用機上で稼働する情報システム | トラブル報告書の報告記録について | トラブル報告書について、適切に報告されたか否かを確かめることができなかった。 情報システムの障害を含むトラブル発生時には、その事実、発生原因及び再発防止策等を関係者に伝達し、二次的なトラブルを防止するとともに、組織全体として適切な対応を取ることができるよう、情報共有を図る必要がある。また、事務ミスの影響度を切り分けるとともに、所定の報告先に報告されたことを示す記録を残す必要があると考えられる。 したがって、トラブル報告書の様式において、影響度に応じた所定の報告先に報告されたことを示す事実を記録することを検討されたい。 | 88～89 | 平成28年1月22日から、報告日と最終報告先の欄を追加した新しいトラブル報告書の様式の使用を開始した。 | A：措置済 ／実施済 | 「トラブル発生時には、新しいトラブル報告書を使用すること」をマニュアル等に記載した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 57 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 全般的な内容 | 情報資産の定期的な確認状況について | 平成26年度以前においては、情報資産の管理状況について、定期又は不定期にかかわらず確認がなされていなかった。 当該情報システム管理台帳の登録状況が適切に管理されているか否かの確認が定期的に行われない場合、不適切な管理状況にある情報資産の発見ができない、又は放置される状況が継続してしまう可能性がある。 したがって、情報システム管理台帳の管理状況について、セキュリティ管理者による定期的な確認を行う必要がある。 | 90～91 | 平成27年6月に情報システム資産の棚卸し(情報システム管理台帳の登録内容と現実との差異の確認と是正)を各所属により実施している。各所属における棚卸作業の実施状況についてはセキュリティ対策事務局である情報システム課が管理しており、作業未完了の所属に連絡することで全ての所属において棚卸作業を実施している。 | A：措置済 ／実施済 | 平成27年6月に、情報システム資産の棚卸を実施した。 平成28年度以降も、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、毎年6月頃に各所属が情報システム資産の棚卸しを実施し、その実施状況を情報システム課が確認を行うことを平成28年2月17日開催の情報セキュリティ対策会議にて決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 58 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | システム利用時のユーザ認証について | 人事管理システムの支援ツール起動時に要求されるユーザID及びパスワードが保存されていた。 ユーザID及びパスワードが当該システムに保存されている場合、無権限者によるアクセスが制御されず、未承認のデータ参照、情報漏えい等が行われる危険がある。 したがって、ユーザ認証に係るユーザID及びパスワードを支援ツール又は業務システムに保存させず、ログインの都度入力を求めるように設定する必要がある。 | 93～94 | 平成28年2月26日に、3月からユーザID及びパスワードを業務システムに保存させず、ログインの都度入力を求めるように設定することを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 平成28年2月26日に、3月からパスワード保存機能を利用しないことを決定した。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 59 | 社会部 | 交通安全防犯課 | 指摘 | ネットワーク防犯カメラシステム | システム利用時のユーザ認証について | ネットワーク防犯カメラの業務システム起動時にユーザ認証として入力が要求されるユーザID及びパスワードが、当該システムに保存されていた。 ユーザID及びパスワードが当該システムに保存されている場合、無権限者によるアクセスが制御されず、未承認のデータ参照、情報漏えい等が行われる危険がある。 したがって、ユーザ認証に係るユーザID及びパスワードを支援ツール又は業務システムに保存させず、ログインの都度入力を求めるように設定する必要がある。 | 93～94 | 平成28年1月にユーザID及びパスワードをログインの都度、入力する設定に切替した。 モニターを管理している所属に対し、パスワードの適正な管理について平成28年3月4日に通知する予定である。 | A：措置済 ／実施済 | 平成28年2月29日に、ネットワーク防犯カメラシステムに係るマニュアルに、情報セキュリティ共通実施手順に基づく情報資産の管理に必要な手続を明記した。 モニターを管理している所属に対しては、年1回、パスワードの適正な管理について通知することとした。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 60 | 経営戦略室 | 市政発信課 | 指摘 | 豊田市ホームページ管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。 また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準を満たさないものもあった。 パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。 したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | パスワードの定期的な変更については、システム導入から1年後の平成28年7月1日までに実施し、今後は毎年7月1日にパスワードの変更を実施することを決定した。 パスワードの強度については、システム内の機能で自動設定されており、共通実施手順に示されている基準を保っているため、修正等は行わない。 | B：措置済 ／決定済 | システムを使用している全ての課の担当者に、市政発信課ホームページ担当者が新しいパスワードを通知する。 なお、通知漏れが発生しないよう、パスワード通知の根拠や時期、通知方法(所属長決裁等)について「ホームページ担当者手順書」に明記し、課内共有を図るとともに、確実に引き継ぐこととする。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-----|---------|----|-----------------|---------------------------------|--|-----------|---|---------------|--|---------------|-----------------|
| 61 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年2月26日に、3月に一定の強度を確保したパスワードの定期的な変更を行うこと及び異動者のパスワードの無効化を行うことを決定した。 | B：措置済 /決定済 | 平成28年2月26日に、以下のことを決定した。 ・毎年3月末までに一定の強度を確保したパスワードの定期的な変更を行うこと及び異動者のパスワード無効化を行うことについて、内部取扱いを変更することを決定した。 ・システム管理担当職員が使用するマニュアルに、パスワード変更及び無効化作業の年次チェック表を添付し、管理担当職員と上司が作業の実施確認をできるようにすることを決定した。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 62 | 総務部 | 契約課 | 指摘 | 契約管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 共通実施手順に基づき、契約管理システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更する重要性は認識している。ユーザパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を高めるため、契約管理システムの年次更新に併せて、毎年度第三者に推測されないユーザパスワード変更の設定を行うよう平成28年3月末までに全庁へ周知し、実施することを決定した。 | B：措置済 /決定済 | 毎年3月に実施している委託業者の年次更新（データ更新）作業時に、既存ユーザ全員のパスワードを強制的に初期化することとする。 更新作業終了後、検査を実施し初期化等の履行確認後パスワードの変更設定を行うよう全庁へ周知する一連の仕組みを構築する。 | | 平成28年 2月29日 |
| 63 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 汎用機上で稼働する情報システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 汎用機ユーザ全員のパスワードを平成28年1月31日に変更した。 | B：措置済 /決定済 | 毎年4月に既存ユーザ全員のパスワード変更を行うことを、平成28年1月20日に決定した。 また、グループウェアのカレンダー上に毎年4月にパスワード変更を行うことを明記し、担当長が汎用機ユーザ全員のパスワード変更を確認した上で決定を受けることとした。 | | 平成28年 2月29日 |
| 64 | 総務部 | 用地審査課 | 指摘 | 土地開発基金管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年度から、年1回以上の頻度でパスワードを変更することを平成28年2月29日に決定した。 | B：措置済 /決定済 | 用地審査課で当課及びシステム利用の各課のパスワードを年1回以上変更し管理していくことを、平成28年2月29日に決定した。 また、年1回以上のパスワード変更の実施を個別実施手順に記載するとともに、事務分担一覧表にて、年度当初の業務として担当者を決定し、パスワードの変更作業及び各課への通知並びに動作確認をすることとした。 併せて担当者がパスワードの変更作業、各課への通知、動作確認を実施した日を記録し、情報セキュリティ責任者が確認するように様式を定めた。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 65 | 社会部 | 交通安全防犯課 | 指摘 | ネットワーク防犯カメラシステム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | モニターを管理している所属に対し、パスワードの変更等の適正な管理について、平成28年3月4日に通知する予定である。 | A：措置済 /実施済 | 平成28年2月29日に、ネットワーク防犯カメラシステムに係るマニュアルに、情報セキュリティ共通実施手順に基づく情報資産の管理に必要な手続を明記した。 モニターを管理している所属に対しては、年1回、パスワード管理についての注意事項を通知するとともに、パスワードの更新を実施したことを報告させることとした。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|--------|----|-----------------|---------------------------------|---|-----------|--|--------------|---|---------------|-----------------|
| 66 | 環境部 | 環境政策課 | 指摘 | とよたエコポイントシステム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年3月31日にパスワードを変更し、4月1日から新パスワードを使用することを決定した。 | B：措置済／決定済 | 平成28年2月29日に、毎年度末に全ての端末についてパスワードの定期変更を行うこと、また、パスワードの桁数を増やし強度を高めることを決定した。委託業者の業務手順詳細をまとめた「とよたエコポイント管理運営に関する作業について」に、「暗証番号の定期変更」の項目を追加し、実施時期・依頼内容・依頼方法・回答方法について定めた。パスワードの変更を行う際には、委託業者に対し、担当長決裁を経た様式「指示事項」を送付し、期限までに処理にあたることとした。また、当課からの指示事項に対して委託業者から、処理の回答を様式「対応報告」にて報告させることとした。処理が確実に実施されたかを複数人で確認するため、「対応報告」については、当課にて案件番号を付け管理、課内回覧することとした。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 67 | 市民福祉部 | (福)総務課 | 指摘 | 医用画像管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 医用画像管理システムには強制的にパスワードを変更する仕組みがないため、電子カルテシステムを経由して医用画像管理システムにログインすることにより、電子カルテシステム3か月に1回強制的にパスワード変更することが必須になる仕組みを利用し、次の2点のことを医療センターで行うように通達した。 ・電子カルテシステムを経由してログインする。 ・医用画像管理システムにおいても電子カルテシステムを経由してパスワードを変更する。 | B：措置済／決定済 | 定期的に所属長から声掛けするとともに、毎年4月のユーザIDの棚卸し時に、パスワードの定期的な変更ができていることを確認することとした。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 68 | 市民福祉部 | 地域福祉課 | 指摘 | 地域包括支援センターシステム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成29年度以降、共通実施手順に示されているパスワードの強度の基準を満たすパスワードとし、毎年5月末までにパスワードを変更する事を平成29年2月17日に決定した。 | B：措置済／決定済 | パスワードの強度を満たす設定ルール、毎年5月末までを変更時期とすることを含む「パスワード等の設定手順書」を平成29年2月17日に定めた。当課システム担当者又は地域包括支援センター職員がパスワードを変更する。地域包括支援センター職員の変更作業分については、包括支援センターごとに変更設定が完了したことを地域福祉課へ報告する。 | 情報システム課 | 平成29年2月28日 |
| 69 | 市民福祉部 | 介護保険課 | 指摘 | 介護保険指定期間等管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | ベンダーに依頼し、平成28年3月から3つあるすべてのIDについて、パスワードを変更する。 | B：措置済／決定済 | システム導入時にパスワードの管理方法を整理し、パスワード更新の方法、頻度を明確にして担当事務マニュアルに記載する。当該システムについては、3月に翌年度分のシステム利用契約を締結することからこれに合わせてパスワードを変更することとし、ベンダーにもスケジュール化を依頼した。パスワード変更手続きは情報化推進員が担当し、担当長が契約時にベンダーから送付される新パスワードの確認を行う。今後導入されるシステムについても同様に、時期、担当者を定めてパスワードの管理を行う。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 70 | 健康部 | 健康政策課 | 指摘 | 特定健診等データ入力システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年4月に操作者管理及びパスワード変更を行うことを2月に決定した。 | A：措置済／実施済 | 操作管理及びパスワード変更を毎年4月に行う旨を含めた運用ルールを平成28年2月19日に作成した。加えて、変更作業の失念を防ぐため、グループウェア(行政情報ネット)の課カレンダー機能を利用し、運用担当が毎年3月20日にパスワード変更の予定を登録した。これにより管理者及び運用担当がスケジュールを確認し、変更作業を行う。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|--------------------------|---------------------------------|--|-----------|--|---------------|--|---------------|-----------------|
| 71 | 建設部 | 幹線道路推進課 | 指摘 | 大気データ処理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 当該システムはパスワード設定がなく、「情報セキュリティ基本要綱」に定められている「アクセス制御」は当該システムを使用するパソコンのパスワード設定で行っている。そのパスワードを平成28年2月に変更した。 | B：措置済 ／決定済 | 担当者決定後の毎年4月にパスワードの更新及び登録を行うこととした。また、当該システムを使用するパソコンのパスワードの管理に関するマニュアルを作成し、パスワード管理に対するチェック体制を強化した。パソコンを使用する際のパスワード有効期限を平成28年6月末までに設けることとした。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 72 | 上下水道局 | 経営管理課 | 指摘 | 公営企業会計システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年度より、公営企業会計システム用パスワードを定期的に変更することを平成28年2月29日に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 平成28年度より、情報システム課の共通実施手順を準用し、パスワードの取扱いを下記のとおりとする。 ◎パスワードの登録、変更、抹消 (1) 新規採用職員及び転入職員は、毎年4月1日にパスワードの登録を行う。 (継続) (2) 退職職員及び転出職員は、毎年4月1日にパスワードを抹消する。(継続) (3) 年に一度、公営企業会計システムを利用するすべての職員のパスワードを変更する。(新規 毎年6～9月頃実施予定) | | 平成28年 2月29日 |
| 73 | 上下水道局 | 下水道施設課 | 指摘 | 下水道地図情報・排水設備情報ファイリングシステム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 各端末のパスワードを変更するように委託業者に指示した(変更予定日：平成28年4月)。今後は、毎年4月にパスワードを変更することとした。また、業者が操作する端末は、業者ごとに異なるパスワードを毎年4月に付し、通知する。 | B：措置済 ／決定済 | 物理的な措置(パスワードの有効期限)及び有効期限前のアラートを平成28年6月末までに設ける。毎年4月にパスワードを変更することを手順書に明記する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 74 | 教育行政部 | スポーツ課 | 指摘 | 豊田市スポーツ施設利用システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 定期的なパスワードの変更に向け、スポーツ課より各施設職員に対し、各職員自身でパスワードの変更を行う旨を毎年4月に通知することとする。その際、手順書を添付し、パスワードを一定以上の強度をもつものとするよう指示することとする。また、実際に変更が行われたか否か、スポーツ課にて確認を行うこととする。以上を平成29年2月に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 確実な運用に向け、毎年4月のパスワード更新に係る事務処理手順を事務処理要領に記載した。 | 情報システム課 | 平成29年 2月28日 |
| 75 | 教育行政部 | 図書館 | 指摘 | 図書館システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年度から毎年6月にパスワードの変更を行うことを平成28年2月18日に決定した。 | A：措置済 ／実施済 | 毎年5月末に既存のパスワードが失効するようシステム設定することで、毎年6月に確実にパスワードの変更を実施する。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 76 | 学校教育部 | 学校教育課 | 指摘 | 学校図書館管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていなかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年3月末の年度更新時に、共通実施手順の基準に沿ったパスワードへ変更することを平成28年2月に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 平成28年2月29日に、毎年度末に共通実施手順の基準に沿ったパスワードへ変更することを決定した。個別実施手順「6セキュリティ対策」において「パスワードの定期変更」の項目を追加し、実施時期、実施方法、変更後パスワードの通知方法、実施の報告と所属長の確認について定めた。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|-------|----|------------|---------------------------------|---|-----------|--|---------------|---|---------------|-----------------|
| 77 | 学校教育部 | 保健給食課 | 指摘 | 学校給食管理システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 毎年3月の人事異動内示後に、次年度のユーザー一覧を作成し、異動対象者に対して、パスワードを設定する旨と異動のない職員に対しては毎年度末にパスワード変更する旨を通知することを平成28年2月17日に決定した。 | B：措置済 ／決定済 | 毎年度末に各給食センターへパスワード変更について通知し、翌年度4月10日までに保健給食課へ報告をもらうこととする。保健給食課の担当者は、ユーザ使用者一覧表によりチェックを行い確認することとする。また、その旨を学校給食管理システムの業務概要書に記載した。ユーザ使用者一覧表は毎年修正し、給食システムの業務概要書と一緒に保管しておく。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 78 | 消防本部 | 指令課 | 指摘 | 消防指令システム | 端末OS又は業務システムに係るパスワードの定期的な変更について | ユーザ認証時に要求されるパスワードが、定期的に変更されていないかった。また、対象システムの中には、パスワードの強度が共通実施手順に示される基準に満たないものもあった。パスワードが長期間にわたり変更されていない場合や、パスワードの強度が十分でない場合、第三者により推測される可能性が高まり、なりすましによる情報システムの不正な使用が行われる危険がある。したがって、共通実施手順に従い、対象システムに係るユーザ認証時に要求されるパスワードを定期的に変更するとともに、パスワードの強度を一定以上とする必要がある。 | 95～96 | 平成28年1月13日に、パスワードの定期変更を人事異動後の毎年4月1日に実施すること及びその際には指令課副課長2名の確認・決裁が済むまでは全職員にシステムを使用させないことを決定した。 | B：措置済 ／決定済 | パスワード変更期限前に消防指令システム上にメッセージアラームを出し、物理的な措置(パスワードの有効期限)を平成28年6月末までに設ける。手順書に従い作業が実施できるよう研修を実施することとした。 | 情報システム課 | 平成28年 2月29日 |
| 79 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | ユーザIDの利用状況の管理について | 人事管理システムでは、ライセンス契約により使用が許諾されている20個のユーザIDを、複数の職員で共用していた。そのため、操作履歴に残されたユーザIDでは、実際に誰が操作したか確認することができない状況にある。情報システムにおいては、操作ログ等を収集し、必要に応じて操作者を追跡及び特定することがあるため、ユーザIDを個人別に付与できる環境においては、ユーザIDを共用せず個人別に付与することが望ましい。そのため、ユーザIDは、情報システムの環境が整っている場合、複数の職員により共用することなく、個人別に設定する必要があると考えられる。したがって、人事管理システムに係る十分な個数のユーザIDを使用することができるため、共用せず個人別に設定すべきである。 | 98 | 平成28年2月26日に、3月から使用者別に個別のID及びパスワードを付与した。 | B：措置済 ／決定済 | 今後、新規のシステムを導入する際も、使用者別に個別ID及びパスワードを付与することを平成28年2月26日に決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 80 | 教育行政部 | 図書館 | 指摘 | 図書館システム | ユーザIDの登録状況の確認について | ユーザIDには、導入時のテスト用等、現在使用していないものが使用可能な状態で存在していた。また、不要なユーザIDの有無を確かめる等の定期的な見直しが行われていなかった。不要なユーザIDが使用可能な状態で残存している場合、そのユーザIDを不正に利用することで、本来許可されない情報システムに対する操作が行われる可能性がある。したがって、現在使用していないユーザIDを削除又は無効化する必要がある。また、セキュリティ責任者である所管課長は、今後において、定期的にユーザIDの見直しを行う必要がある。 | 98～99 | 平成28年2月18日に不要なユーザIDを削除し、ユーザIDの見直しを行った。 | B：措置済 ／決定済 | ユーザIDに紐付けされたパスワードが、毎年5月末に失効するようシステム設定することで、毎年6月にパスワードの変更を行う際に、ユーザIDの見直しを行うことを平成28年2月18日に決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 81 | 学校教育部 | 保健給食課 | 指摘 | 学校給食管理システム | ユーザIDの登録状況の確認について | ユーザIDには、導入時のテスト用等、現在使用していないものが使用可能な状態で存在していた。また、不要なユーザIDの有無を確かめる等の定期的な見直しが行われていなかった。不要なユーザIDが使用可能な状態で残存している場合、そのユーザIDを不正に利用することで、本来許可されない情報システムに対する操作が行われる可能性がある。したがって、現在使用していないユーザIDを削除又は無効化する必要がある。また、セキュリティ責任者である所管課長は、今後において、定期的にユーザIDの見直しを行う必要がある。 | 98～99 | 平成28年2月末に未使用ユーザIDの削除をした。 | B：措置済 ／決定済 | 毎年度末にユーザー管理をしている保健給食課の担当者が翌年度の未使用ユーザの有無の確認を行う。削除等の必要がある場合は、担当者が作業し、所属長がユーザ使用者一覧表を基に確認することとする。また、その旨を学校給食管理システムの業務概要書に記載した。ユーザ使用者一覧表は毎年修正し、給食システムの業務概要書と一緒に保管しておく。 | | 平成28年 2月29日 |
| 82 | 消防本部 | 指令課 | 指摘 | 消防指令システム | ユーザIDの登録状況の確認について | ユーザIDには、導入時のテスト用等、現在使用していないものが使用可能な状態で存在していた。また、不要なユーザIDの有無を確かめる等の定期的な見直しが行われていなかった。不要なユーザIDが使用可能な状態で残存している場合、そのユーザIDを不正に利用することで、本来許可されない情報システムに対する操作が行われる可能性がある。したがって、現在使用していないユーザIDを削除又は無効化する必要がある。また、セキュリティ責任者である所管課長は、今後において、定期的にユーザIDの見直しを行う必要がある。 | 98～99 | 平成28年1月13日に、不要なユーザIDを削除した。 | B：措置済 ／決定済 | パスワード変更期限前に消防指令システム上にメッセージアラームを出し、物理的な措置(パスワードの有効期限)を平成28年6月末までに設ける。手順書に従い作業が実施できるよう研修を実施することとした。 | | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|-----------------|--------------------------|--|-----------|---|--------------|--|---------------|-----------------|
| 83 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 汎用機上で稼働する情報システム | 情報システムを使用しないユーザの登録状況について | 汎用機上で稼働する情報システムのうち、市県民税システム及び収納口座情報システムについて、既に情報システムを使用しない状況にあるユーザのIDが使用可能な状況で残存していた。使用可能なユーザIDが残存する場合、なりすましにより当該ユーザIDが不正に使用され、データの機密性及び信頼性が損なわれる可能性がある。したがって、汎用機システムのユーザ権限を管理する情報システム課及び収納口座情報システムのユーザ権限を管理する納税課は、年度の途中においても、職員等の退職、人事異動等に伴い、ユーザIDを削除又は無効化する等、不要なアクセス権限を停止する措置を講じる必要がある。 | 99～100 | 平成28年1月15日に、異動者等を確認した上で、市県民税システム及び収納口座情報システムを使用しない状況にあるユーザの操作員登録を削除した。 | B：措置済／決定済 | 平成27年12月までに、該当のシステムについて汎用操作員管理システムへの移行を行い、アクセス権限等の制限を強化した。また、平成28年1月15日に、平成28年度以降は、毎年3月の全庁あて通知文で職員等の退職、異動時等には、適宜報告を求めた上で適切に削除すること、また、毎年4月に関係所属長に対して全ての操作員の確認を依頼することを決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 84 | 消防本部 | 指令課 | 指摘 | 消防指令システム | 退職者のIDに付与されたアクセス権限について | 消防指令システムでは、異動又は退職した利用者のユーザIDに退職者フラグを設定して残していた。これらのIDは、新規データの登録が制限されているものの、既に登録されたデータの参照及び変更が可能な状態にあった。異動又は退職した職員のユーザIDによりデータの参照及び変更ができる場合、そのユーザIDを不正に利用することで、本来許可されない情報システムに対する操作が行われる可能性がある。したがって、消防指令システムにおけるユーザIDのうち、退職者フラグが設定されたものについて、全ての操作ができないようにする必要がある。 | 100～101 | 平成28年1月13日に、異動者及び退職者のユーザIDで全ての操作ができないように処理した。 | B：措置済／決定済 | パスワード変更期限前に消防指令システム上にメッセージアラームを出し、物理的な措置(パスワードの有効期限)を平成28年6月末までに設ける。手順書に従い作業が実施できるよう研修を実施することとした。 | 警防救急課 | 平成28年2月29日 |
| 85 | 教育行政部 | スポーツ課 | 意見 | 豊田市スポーツ施設利用システム | 端末OSの管理者権限の付与について | 豊田市スポーツ施設利用システムに係る管理者端末において、OS上のユーザIDには全て管理者権限が付与され、これを通常業務に使用していた。OSの管理者権限を使用する場合、端末に任意のソフトウェアをインストールすることが可能であるため、市が許可していないソフトウェアのインストールが行われる可能性があるほか、マルウェアに感染するなどの危険性も高まる。したがって、豊田市スポーツ施設利用システムに係る各拠点の利用端末について、OSの管理者権限の使用を限定し、各拠点の業務担当者による使用を制限することにより、ソフトウェアをインストールできないよう制御することを検討されたい。 | 103～104 | 平成27年12月にOSの管理者権限の使用を限定することを決定し、同月のTOSS管理者用端末の更新時に設定を変更した。 | A：措置済／実施済 | ソフトウェアの無断インストールを防ぐため、OSの管理者権限をスポーツ課のみに限定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 86 | 上下水道局 | 料金課 | 指摘 | 検針収納システム | サーバにおける業務外の作業について | 検針収納システムの保守を行う外部委託業者は、料金課の執務室に常駐し、当該システムが稼働するサーバOS以外でも行える勤怠管理等、当該システムの保守管理とは関係のない作業を、当該システムが稼働するサーバOSに特権IDでアクセスして行っていた。業務システムが稼働するサーバにおいて業務と関係のない処理が行われた場合、業務システムの稼働状況に影響を与える可能性があり、また、業務システムのデータを誤って削除するなどのセキュリティ事故の発生につながる可能性もある。したがって、当該サーバでの外部委託業者による勤怠管理等の作業を禁止し、外部委託業者に対し適切な対応を求める必要がある。 | 104 | 平成27年12月10日に、外部委託業者に対してサーバOSでの勤怠管理等のシステム保守管理以外の作業を禁止するよう指示した。 | B：措置済／決定済 | 外部委託業者との月例定例報告会において、委託仕様書に沿った適正な業務形態になっているかどうかを確認、指導していく。また、サーバOSを料金課の執務室から情報システム課サーバラームへ平成28年3月末までに移動させ物理的に作業できないようにすることを決定した。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 87 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | ユーザIDに付与されたアクセス権限について | 人事管理システムには、利用者IDのほか、データのバックアップや利用者IDの操作ロックの強制解除機能を有する特権IDが存在する。人事課では、当該システム利用者全員に特権ID及びパスワードを周知し、利用可能な状況にしていた。業務システムの管理者権限が必要な範囲を越えて付与された場合、未承認の設定変更が行われる可能性がある。したがって、人事管理システムに係る特権IDの使用を管理担当職員に限定し、当該IDに係るパスワードを変更するなどの措置を講じる必要がある。 | 104～105 | 平成28年2月26日に、従来の特権ID(1つのみ)及びパスワードを変更し、システム管理担当職員(2人)のみが該当ID等を知り得る運用に変更した。 | B：措置済／決定済 | 今後、新規で別の特権IDを使用する際は、担当職員のみが該当ID等を知り得る運用することを平成28年2月26日に決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 88 | 消防本部 | 指令課 | 指摘 | 消防指令システム | ユーザIDに付与されたアクセス権限について | 消防指令システムのサブシステムである消防0Aシステムに係るユーザID登録作業を警防救急課に依頼していた。しかし、両課では、相互に職員が異動する場合があるため、警防救急課において、本来は指令課のみが使用するべき特権IDが共用され、これを使用して当該システムのユーザID登録作業を行っていた。したがって、警防救急課に使用させるユーザIDに依頼した作業に必要な権限のみを付与し、特権IDの使用を限定する必要がある。 | 105 | 平成28年1月13日に、警防救急課(及び予防課)が主管する業務のみに権限を付与した。また、指摘のユーザ登録作業は指令課の限られた職員のみが権限を付与している。 | B：措置済／決定済 | パスワード変更期限前に消防指令システム上にメッセージアラームを出し、物理的な措置(パスワードの有効期限)を平成28年6月末までに設ける。毎年4月1日の人事異動後に、特権IDの使用照会を行い使用を限定すること及びその際には指令課副課長2名の確認・決裁が済むまでは全職員にシステムを使用させないことを決定した。手順書に従い作業が実施できるよう研修を実施することとした。 | | 平成28年2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|------|---------|----|-----------------|--------------------------------|---|-------------|---|----------------|--|---------------|-----------------|
| 89 | 総務部 | 情報システム課 | 意見 | 汎用機上で稼働する情報システム | データ修正に係る責任者の承認について | 汎用機上で稼働する業務システムには、一般ユーザ向けの操作メニューでは登録したデータの修正が不可能な場合がある。現行の事務では、データ修正の承認は口頭により行われ、所管部局及び情報システム課の各責任者により承認されたことを示す記録は残されていない。 通常の操作メニューを介しないデータ修正に係る依頼及び承認等に係るルールを定めない場合、これらの手順が不明確となり、不適切な処理が行われる可能性がある。 したがって、通常の操作メニューを介しないデータ修正に係るルールを定めたい。修正の記録を残すことを検討されたい。 | 106 | 通常の操作メニューを介しないデータ修正に係る様式(担当者欄及び承認者欄の押印あり。)を所管課及び情報システム課が必ず保管及び記録することを、平成28年1月18日に決定した。 | B: 措置済 /決定済 | 通常の操作メニューを介しないデータ修正に係る様式(担当者欄及び承認者欄の押印あり。)を所管課及び情報システム課が必ず保管及び記録することを、平成28年1月18日に決定した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 90 | 総務部 | 情報システム課 | 意見 | 汎用機上で稼働する情報システム | 「時間外処理連絡票」について | 時間外処理連絡票を閲覧した結果、日次処理の取消に係る明文化されたルールは存在せず、処理を実行しない理由、担当者等は連絡票のみでは分からなかった。 バッチ処理の取消しに関するルールが明文化されていない場合、日次の定例処理の取消の際に必要な確認項目が網羅されないまま日次処理の取消しが実行される可能性がある。 そのため、適切な夜間バッチ処理を実行する観点から、担当者、承認者及び実行しない理由の記録を残すこと、並びに当該手順に係るルールを明文化することを検討されたい。 | 107～ 108 | 平成28年1月18日に、時間外処理連絡票の様式に処理の取消依頼者と承認者(確認者)の欄を追加した。 | A: 措置済 /実施済 | 平成28年1月18日に、時間外処理連絡票の様式に処理の取消依頼者と承認者(確認者)の欄を追加した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 91 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 汎用機上で稼働する情報システム | 一般業務ユーザのプログラム及びデータに対する操作権限について | 汎用機システムに係るプログラムやデータベースファイル等の更新が可能な管理コマンドは、情報システム課職員以外の一般業務ユーザであっても、特定の操作を行うことにより上記メニューが表示され、管理コマンドの実行が可能な状態であった。 一般業務ユーザにより管理コマンドが実行可能な場合、誤操作等によりプログラム修正又は削除が行われ、処理結果の信頼性が損なわれる可能性がある。 したがって、一般業務ユーザによる管理コマンドの使用を制限する等の技術的措置を実施することにより、汎用機システムに係るプログラム及びデータベースファイルの保護を図るべきである。 | 109～ 110 | 平成28年1月21日に、情報システム課職員以外の一般業務ユーザが管理コマンドを実行できないよう汎用機の設定を変更した。 | A: 措置済 /実施済 | 平成28年1月21日に、情報システム課職員以外の一般業務ユーザが管理コマンドを実行できないよう汎用機の設定を変更した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 92 | 消防本部 | 指令課 | 意見 | 消防指令システム | 更新ツールの設定状況について | 執務室内に設置された端末に導入された更新ツールは、特定の操作を行うことでプログラムの編集が可能であり、個人情報を含む全てのデータに対して参照、修正及び削除が可能な状況にあった。 未承認のプログラム変更が行われた場合、本来意図しない処理が行われる可能性がある。また、未承認のデータ修正又は削除が行われた場合、データ間の整合性が損なわれるなど、いずれも業務に影響を与える可能性がある。さらに、データの参照が可能であり、かつ、操作履歴も残されないことから、容易に個人情報をコピーすることが可能であるため、個人情報の漏えいも懸念される。 したがって、外部業者に対して、利用者がプログラムや不要なデータを修正できないよう更新ツールの修正を依頼されたい。 | 111～ 112 | 平成28年1月13日の消防指令システムの改修を行い、利用者(消防職員)に権限を付与し、利用者(消防職員)は業務に影響の出るデータ修正ができないようにした。 | B: 措置済 /決定済 | 今後、新規でシステムを導入する際は、利用者(消防職員)に業務に影響が出るデータ修正ができない更新ツールになっているかどうかを確認することを決めた。 また、当該システムの手順書を修正した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 93 | 環境部 | 環境政策課 | 指摘 | とよたエコポイントシステム | データの直接修正を行う際の手続について | ポイント発行端末の読み取りエラーが認められた場合、環境政策課から外部業者へのデータの修正依頼は口頭で行われ、修正内容及び修正行為について、環境政策課の責任者によって事前に承認された記録は残されていない。 データを直接修正する際の手続が定められていない場合、未承認のデータ修正が恣意的に行われる可能性があるため、データの直接修正は、責任者の許可を得た上で行う必要がある。 したがって、とよたエコポイントのデータベースを直接修正する際の承認及び依頼に係る手続を個別実施手順として定め、その記録を残すとともに、定期的に当該承認記録と外部委託業者からの作業報告を照合する必要がある。 | 112～ 113 | ポイント発行端末等のシステムに係るトラブルについて、仕様書に従い、エラーが認められた端末設置場所と委託業者の間でエラーデータを共有し、データの修正を行うこととなった。また、そのような事象が発生した場合には様式「対応報告」(必要に応じて様式「ポイント発行連絡書」を添付)を提出させることとした。 カード利用者等からポイントトラブルの問い合わせがあった際には、委託業者に対し、担当長決裁を経た様式「指示事項」を送付し、対処期限までに対処にあたらせることとした。また、当課からの指示事項に対して委託業者から、対処の報告や、再発防止策、本件対応者名を様式「対応報告」にて報告させることとした。 トラブルとなった事象に対して当課にて事件番号をつけ管理し、対応状況の進捗管理をしている。 | A: 措置済 /実施済 | 平成28年2月29日に、ポイント付与及び修正に関し手順及び様式を定め職員内で周知し、当該運用を行うようにした。 また、とよたエコポイント管理運営委託業者との契約関係を見直し、運用規定の変更を平成28年4月末に行う。 | | 平成28年 2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|---------|----|-----------------|------------------------------|--|-----------|--|--------------|--|---------------|-----------------|
| 94 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 全般的な内容 | ラベルの貼付されていない外部記録媒体について | 情報システム課が所管するマシン室において、個々に識別できる番号が記載されたラベル又は登録外であることが表示されたラベルのいずれも貼付されていない外部記録媒体が9個存在した。当該外部記録媒体のうち、2個については外部記録媒体管理台帳への登録が必要なデータを含む媒体であったが、登録されていなかった。 ラベルの貼付されていない外部記録媒体やそのケース、箱等が存在した場合は、登録の要否を確認の上、必ずラベルを貼付し、必要に応じて外部記録媒体管理台帳に登録を行うべきである。 | 115～116 | 平成27年12月25日に、9個の外部記録媒体について、5個は廃棄、4個は登録外シールを貼付した。 | B：措置済／決定済 | 平成27年12月25日に、外部記録媒体担当者が台帳番号が記載されたラベルシール及び登録外のラベルシールを管理し、外部記録媒体管理台帳に登録する媒体については、担当者が台帳に入力した内容を確認した上でラベルシールを受け渡し、台帳に登録する必要のない媒体については、担当者に内容の聞き取りを行った上で登録外シールを受け渡すことを決定した。 また、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、毎月の外部記録媒体の保有確認作業時に、ラベルの貼付されていない外部記録媒体がないかどうかについても確認を行い、発見した場合は、登録の要否を確認の上、ラベル貼付等を行うことを決定した。 | | 平成28年2月29日 |
| 95 | 総務部 | 人事課 | 意見 | 人事管理システム | バックアップデータの保管状況の確認について | システムのバックアップ媒体は、情報システムのサーバと同一の場所に保管され、職員が退庁する際も施錠された書棚へ保管する等の物理的な保護措置は講じられていなかった。 バックアップ媒体がサーバと同一の場所に保管されている場合、火災、地震等の災害によってサーバ上のデータが損失した際に、バックアップデータも損失し、データの復元が不可能となる可能性がある。 したがって、システムに係るバックアップ媒体のうち、磁気テープ等については施錠可能な書棚等へ保管し、ネットワークを通じてアクセスできる外部記憶装置については施錠可能な専用の棚へ設置する等の措置を講ずる必要がある。 | 118～119 | 平成28年2月26日に、3月末までに磁気テープ等については施錠可能な書棚等へ保管することを決定した。保管場所についてサーバと別の場所も検討したが、現在のところ、サーバと同一の部屋での保管とする予定である。 | B：措置済／決定済 | 今後、新たなシステム導入時及びバックアップ記録媒体の取得時は、サーバと別の場所での保管及び施錠できる場所での保管とする。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 96 | 上下水道局 | 料金課 | 意見 | 検針収納システム | バックアップデータの保管状況の確認について | システムのバックアップ媒体は、情報システムのサーバと同一の場所に保管され、職員が退庁する際も施錠された書棚へ保管する等の物理的な保護措置は講じられていなかった。 バックアップ媒体がサーバと同一の場所に保管されている場合、火災、地震等の災害によってサーバ上のデータが損失した際に、バックアップデータも損失し、データの復元が不可能となる可能性がある。 したがって、システムに係るバックアップ媒体のうち、磁気テープ等については施錠可能な書棚等へ保管し、ネットワークを通じてアクセスできる外部記憶装置については施錠可能な専用の棚へ設置する等の措置を講ずる必要がある。 | 118～119 | 平成28年1月15日に、バックアップ媒体を情報システム課の施錠可能な場所に保管することを決定した。保管場所についてサーバと別の場所も検討したが、現在のところ、サーバと同一の部屋での保管とする予定である。 | B：措置済／決定済 | 今後、新たなシステム導入時及びバックアップ記録媒体の取得時は、サーバと別の場所での保管及び施錠できる場所での保管とする。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 97 | 上下水道局 | 水道維持課 | 意見 | 上水道地図情報システム | バックアップデータの保管状況の確認について | システムのバックアップ媒体は、情報システムのサーバと同一の場所に保管され、職員が退庁する際も施錠された書棚へ保管する等の物理的な保護措置は講じられていなかった。 バックアップ媒体がサーバと同一の場所に保管されている場合、火災、地震等の災害によってサーバ上のデータが損失した際に、バックアップデータも損失し、データの復元が不可能となる可能性がある。 したがって、システムに係るバックアップ媒体のうち、磁気テープ等については施錠可能な書棚等へ保管し、ネットワークを通じてアクセスできる外部記憶装置については施錠可能な専用の棚へ設置する等の措置を講ずる必要がある。 | 118～119 | 平成28年1月18日からバックアップ用磁気テープを施錠できる書棚に保管するようになった。 保管場所についてはサーバと別の場所も検討したが、現在のところ、サーバと同一の部屋での保管となっている。 | A：措置済／実施済 | 今後、新たなシステム導入時及びバックアップ記録媒体の取得時は、サーバと別の場所での保管及び施錠できる場所での保管とする。 | | 平成28年2月29日 |
| 98 | 総務部 | 情報システム課 | 指摘 | 汎用機上で稼働する情報システム | 住民記録情報システムの緊急時用バックアップツールについて | 住民記録情報システム及び総合窓口システムのバックアップツールは、市民課及び情報システム課に所属する正規職員及び特別任用職員の全員により常時使用可能な状態であった。 当該ツールの使用時にはパスワードが要求されるものの、ユーザIDは設定されていない。そのため、当該ツールを使用すれば、操作ログ等の使用記録を残さずに市民の個人情報である住民記録情報を閲覧することが可能であった。 住民記録情報のような高い機密性が要求される情報を扱う業務システムについて操作者が必要な範囲に限定されない場合、情報漏えいが発生する等、機密性が損なわれる可能性が十分に低減されない。 したがって、市民課及び情報システム課は、平常時における当該ツールの使用者を必要な範囲に限定する等の措置を講じるとともに、業務システムと同様に操作ログ等の使用記録を残すことにより、使用状況を確認できる体制を整える必要がある。 | 119～120 | 平成28年1月23日に以下のことを行った。 ・業務担当職員等のみが使用できるフォルダに該当ファイルを移動 ・操作ログの取得を開始 | B：措置済／決定済 | 平成28年度から年度更新時に人事異動による使用者の変更をすることとした。 | | 平成28年2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|-------|--------|----|--------------------------|---------------------|---|-----------|---|--------------|---|---------------|-----------------|
| 99 | 総務部 | 人事課 | 指摘 | 人事管理システム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | 平成28年2月26日に、3月末までにサーバ機器を施錠できる部屋に移動させることを決定した。 | B：措置済／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。そのため、承認申請を適切な時期に行うことで情報システム課と事前に協議を行い、サーバ等の機器の重要度に応じた物理的措置を講ずる。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 100 | 市民福祉部 | (福)総務課 | 指摘 | 乙ケ林診療所コンピュータグラフィックシステム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | 平成28年2月に、3月末までに施錠可能な場所で、サーバ等の機器に囲いを設置し、物理的措置を講じることを決定した。 | B：措置済／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。平成28年2月29日から、承認申請を適切な時期に行うことで情報システム課と事前に協議を行い、サーバ等の機器に重要度に応じた物理的措置を講ずる。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 101 | 上下水道局 | 料金課 | 指摘 | 検針収納システム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | 平成28年1月15日に、サーバ等の機器を情報システム課サーバールームに保管することを決定した。 | B：措置済／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。承認申請を適切な時期に行うことで情報システム課と事前に協議を行い、サーバ等の機器に重要度に応じた物理的措置を講ずる。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 102 | 上下水道局 | 水道維持課 | 指摘 | 上水道地区情報システム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | 関係者以外が入りにくい区切った区画を設け、その中のアルミ板で囲ったラックにサーバを移し、転倒、盗難及び物理的な衝撃防止を平成28年4月までに行うことを決定した。 | A：措置済／実施済 | 平成28年1月17日の事務所移転に合わせ、施錠する事務室の最奥部の課長、副課長の後ろに区切った区画を設け、関係者以外を入りにくくするとともに、平成28年4月25日にアルミ板をボルトで固定したラックを作成し、その中にサーバを移し、転倒、盗難及び物理的な衝撃防止を行う。 | | 平成28年2月29日 |
| 103 | 上下水道局 | 下水道施設課 | 指摘 | 下水道地区情報・排水設備情報ファイリングシステム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | サーバ等の機器については、現在の設置場所以外にスペースがないため、現在の位置において出来得る対策（転倒防止マットの設置・盗難防止ワイヤーの設置）を平成28年3月に行った。 | B：措置済／決定済 | リース契約の更新時（平成31年1月31日）においても、情報システム課とサーバ等の機器設置場所及び安全対策について協議し、物理的な措置を講ずることとした。 | 情報システム課 | 平成29年2月28日 |
| 104 | 学校教育部 | 保健給食課 | 指摘 | 学校給食管理システム | サーバ等機器の設置状況について | システムのサーバ等の機器は、業務に関連のない職員がサーバ等に容易に接近することが可能であり、過失により物理的な衝撃が与えられる可能性がある状況であった。 システムの重要度の区分に応じて、サーバ等の機器を適正な場所に設置し直す等物理的な措置を講じる必要がある。 | 123～124 | 平成27年9月に改正された共通実施手順により、当該システムは、サーバの移設等が必要となる重要度ではないため、移設等は行わないことを平成28年2月17日に決定した。 | B：措置済／決定済 | 情報システムの新規導入又は更新の際には、情報セキュリティ共通実施手順に基づき、情報システム資産管理台帳において導入又は更新の承認申請を行うこととなっている。承認申請を適切な時期に行うことで情報システム課と事前に協議を行い、サーバ等の機器に重要度に応じた物理的措置を講ずる。 | 情報システム課 | 平成28年2月29日 |
| 105 | 建設部 | 河川課 | 指摘 | 工損費用算定システム | 情報システム処理装置の設置状況について | 工損費用算定システムが稼働するノート型パソコンは、施錠可能な書庫等に保管されず、ワイヤーロック等の盗難防止措置も講じられていなかった。 職員の不在時において施錠可能な書庫等への保管が行われていない、あるいはワイヤーロック等の盗難防止対策が施されていない場合、利用端末が不正に持ち出される等により、当該端末を利用していただ職員の業務に支障を来す可能性がある。 したがって、改定後の共通実施手順に従い、対象システムの重要度の区分に応じて、利用端末に対する物理的な保護措置を講じる必要がある。 | 124 | 平成28年2月に時点で、当該システムは該当する3台のノート型パソコンから削除されている状態であり、処理は講じない。 | A：措置済／実施済 | 平成28年2月に、課で所有するノート型パソコンは施錠可能な書庫に保管することやワイヤーロック等による盗難防止措置を講じた。また、新たにシステムを導入する際及びノート型パソコンを所有する際は同じように盗難防止措置を講じる。 | | 平成28年2月29日 |

| No. | 部 | 課 | 分類 | システム名等 | 件名 | 監査結果 (要約) | 該当 ページ | I 「処理」内容 | II 「措置」状況 | III 「措置(再発防止策、改善策)」内容 | IV 調整 課 | 最終 回答 基準日 |
|-----|---------------|-----------------|----|--|---|---|-------------|---|---------------|--|-----------------|-----------------|
| 106 | 社会 部 | 交通安 全防犯 課 | 指摘 | ネットワ ーク防犯カ メラシステ ム | 無線LANの利用につ いて | ネットワーク防犯カメラシステムは、庁舎内に設置された利用端末からインターネット回線に接続する際に無線LANを利用することについて、いずれもセキュリティ管理者である総務部長の承認を得ていなかった。 無線LANの利用において、セキュリティの設定が不十分な場合、通信内容が傍受される可能性や、不正アクセスによるネットワーク上を流れるデータの流出又は接続された端末を踏み台にした不正な操作が行われる可能性がある。 したがって、無線LANの使用を中止し、有線でのネットワークを構築する必要がある。 | 127～ 128 | 平成27年12月に、無線LANの使用を中止し有線でのネットワーク使用に切替をした。 | A：措置済 ／実施済 | 平成28年2月29日に、ネットワーク防犯カメラシステムに係るマニュアルに、情報セキュリティ共通実施手順に基づく情報資産の管理に必要な手続きを明記した。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 107 | 教育 行政 部 | スポー ツ課 | 指摘 | 豊田市ス ポーツ施設 利用システ ム | 無線LANの利用につ いて | 豊田市スポーツ施設利用システムは、庁舎内に設置された利用端末からインターネット回線に接続する際に無線LANを利用することについて、いずれもセキュリティ管理者である総務部長の承認を得ていなかった。 無線LANの利用において、セキュリティの設定が不十分な場合、通信内容が傍受される可能性や、不正アクセスによるネットワーク上を流れるデータの流出又は接続された端末を踏み台にした不正な操作が行われる可能性がある。 したがって、無線LANの使用を中止し、有線でのネットワークを構築する必要がある。 | 127～ 128 | 平成28年1月に、無線LANの使用を中止し有線でのネットワーク使用に切替をした。 | B：措置済 ／決定済 | 事務処理要領に、情報セキュリティ共通実施手順に基づく情報資産の管理に必要な手続きを平成28年6月末までに明記すること平成28年2月29日に決定した。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 108 | 上下 水道 局 | 経営管 理課 | 指摘 | 公営企業 会計システ ム | コンピュータウ イルス定義 ファイルの 更新につ いて | システムの利用端末において、ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルが最新のものに更新されていなかった。 コンピュータウイルス定義ファイルが更新されていない場合、新しいコンピュータウイルスやその亜種の情報が登録されず、E-mailやUSBメモリ等から新しいコンピュータウイルス等が侵入した場合に、それを検知することができず、感染してしまう可能性がある。 したがって、対象システムに係る端末について、定期的にウイルス定義ファイルの更新を行う必要がある。 | 130～ 131 | 平成27年11月に公営企業会計システムの更新を行った際に、ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルを最新のものに更新した。 | A：措置済 ／実施済 | ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルの更新スケジュールをあらかじめ定め、作業予定日、更新作業日、作業実施者等を記入する一覧表を作成し、課内周知を図った。今後は、このスケジュールに基づき更新する。 また、課長又は副課長による作業確認を行うこととし、一覧表には、確認日及び確認印の欄を用意した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 109 | 上下 水道 局 | 水道整 備課 | 指摘 | 水道管網解 析システ ム | コンピュータウ イルス定義 ファイルの 更新につ いて | システムの利用端末において、ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルが最新のものに更新されていなかった。 コンピュータウイルス定義ファイルが更新されていない場合、新しいコンピュータウイルスやその亜種の情報が登録されず、E-mailやUSBメモリ等から新しいコンピュータウイルス等が侵入した場合に、それを検知することができず、感染してしまう可能性がある。 したがって、対象システムに係る端末について、定期的にウイルス定義ファイルの更新を行う必要がある。 | 130～ 131 | 平成28年4月末までに更新することを2月に決定した。 | A：措置済 ／実施済 | ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルの更新スケジュールをあらかじめ定めた一覧表（作業予定日、作業実施者等を記入する）を作成し、課内周知を図った。今後は、このスケジュールに基づき更新する。 また、課長又は副課長による作業確認を行うこととし、一覧表には、確認日及び確認印の欄を用意した。 | | 平成28年 2月29日 |
| 110 | 上下 水道 局 | 下水道 施設課 | 指摘 | 下水道地 図情報・排 水設備情 報ファイ リングシ ステム | コンピュータウ イルス定義 ファイルの 更新につ いて | システムの利用端末において、ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルが最新のものに更新されていなかった。 コンピュータウイルス定義ファイルが更新されていない場合、新しいコンピュータウイルスやその亜種の情報が登録されず、E-mailやUSBメモリ等から新しいコンピュータウイルス等が侵入した場合に、それを検知することができず、感染してしまう可能性がある。 したがって、対象システムに係る端末について、定期的にウイルス定義ファイルの更新を行う必要がある。 | 130～ 131 | ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルを更新した。 また、毎月末にウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルの更新を行うことを確認した。 | A：措置済 ／実施済 | ウイルス対策ソフトのコンピュータウイルス定義ファイルの更新スケジュールをあらかじめ定めた一覧表（作業予定日、作業実施日、作業実施者を記入する）を作成した。今後は、このスケジュールに基づき更新作業を実施する。 また、課長もしくは副課長による作業確認を行うこととし、一覧表に確認日及び確認印の欄を用意した。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |
| 111 | 社会 部 | 交通安 全防犯 課 | 指摘 | ネットワ ーク防犯カ メラシステ ム | コンピュータウ イルス対策 ソフトの 導入につ いて | ネットワーク防犯カメラシステムの利用端末にコンピュータウイルス対策ソフトが導入されていない場合、マルウェアに感染した外部記録媒体が接続されることにより、利用端末がマルウェアに感染し、コンピュータ内にあるデータの消失、書換え、情報漏えい等の被害を受ける可能性がある。 したがって、利用端末にウイルス対策ソフトを導入する必要がある。 | 131～ 132 | 情報システム課の保有するウイルス対策ソフトのライセンス使用して、利用端末にウイルス対策ソフトを導入した。 | A：措置済 ／実施済 | 平成28年2月29日に、ネットワーク防犯カメラシステムに係るマニュアルに、情報セキュリティ共通実施手順に基づく情報資産の管理に必要な手続きを明記した。 | 情報シ ステム 課 | 平成28年 2月29日 |